

「細街路対策指針に基づく道路位置指定制度の活用」事業業務受託候補者選定実施要領

制定 平成25年7月26日

(趣旨)

第1条 この実施要領は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課業務受託候補者選定要綱に基づき、「細街路対策指針に基づく道路位置指定制度の活用」事業（以下「本事業」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(委託費用の上限)

第2条 要綱第3条に規定する別に定める委託費用の上限は、4,250,000円とする。ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税を含むものとする。  
なお、委託費用には、本事業の業務委託仕様書に記載された委託内容（準備作業含むもの全て及び成果品の作成費用の全てを含むものとする。

(受託希望者の募集)

第3条 要綱第4条第2項に規定する別に定める募集詳細については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集の期間は、平成25年7月29日(月)午前10時から平成25年8月21日(水)午後5時までとする。
- (2) 受託希望者は、前号の期間内に、本事業業務受託申込書（第1号様式）を提出しなければならない。
- (3) 受託希望者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
  - ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
  - イ 募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれないこと。
  - ウ 当該業務と同種又は類似の業務について、受託実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告の前日10年以内に業務を完了したものに限る。
  - エ 一級建築士又は技術士（建設部門）のいずれかの資格を有する者及び測量士の資格を有する者を配置すること。また、資格者の中から、本件業務に関する統括及び管理を行う管理技術者、管理技術者の下で技術上の管理を行う主任技術者、主任技術者の下で担当業務を行う担当技術者を定め、配置技術者調書を提出すること。
  - オ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - カ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑が

あったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

キ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

ク 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。

(4) 第2号の規定による申し込みを行った受託希望者は、次に掲げる事項を記載した「細街路対策指針に基づく道路位置指定制度の活用」事業業務に関する提案書（第2号、第3号及び第4号様式）（以下「提案書」という。）に見積書（第5号様式）を添え、これを京都市に提出しなければならない。

ア 受託希望金額（第5号様式）

イ 配置技術者及び業務実績（第3号様式）

ウ 業務に関する提案（第4号様式）

エ 本件業務を受託するにあたって、協力業者として担当技術者を充てる場合は業務体制表。（様式自由）

(5) 前号の規定による提案書の提出期間は、平成25年7月29日（月）午前10時から平成25年8月21日（水）午後5時までとする。

(6) 受託希望者は、第4号の規定による提案書の提出に関し、疑義がある場合は、書面により質問することができる。

(7) 前号の規定による質問の受付期間は、平成25年7月29日（水）午前10時から平成25年8月5日（月）午前11時30分までとする。

(8) 第6号の規定による質問及びその回答の内容は、質問者を特定できる情報を削除したうえで、都市計画局建築指導部建築指導課のホームページで公開するものとする。

(9) 本市は、受託希望者から提出された提案書の内容に関し、補足資料を求めることができる。

（受託候補者選定委員会）

第4条 要綱第5条第5項の規定による受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げるものを持って構成する。

(1) 都市計画局建築指導部長

(2) 都市計画局建築指導部建築指導課長

(3) 都市計画局建築指導部建築指導課道路担当課長

(4) 都市計画局建築指導部建築審査課長

(5) 都市計画局建築指導部安全推進課長

(6) 都市計画局都市企画部都市づくり推進課長

(受託候補者の選定等)

第5条 要綱第5条第8項に規定する別に定める選定方法の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第3条第4号ア、イ及びウに掲げる事項を評価する。
  - (2) 前号の規定による評価は、別表により算出した評価点を持って充てる。
  - (3) 委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となるものが2者以上となった場合には、当該提案書提案者の中から第1順位の提案を行った提案書提案者が選定されるまで、第3条第4号ウ、イ、エの順に評価する。
  - (4) 委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、前号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。
- 2 委員会は、受託候補者を選定するときは、前項第1号の規定による評価の得点の合計が次点となる1者を選定し、受託候補者が本事業の受託について辞退した場合については、その者を受託候補者とすることができる。

(選定結果の通知)

第6条 要綱第6条第2項に規定する別に定める通知の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市は、前条第1項第3号若しくは第5号の規定に基づき受託候補者に選定された者に、受託候補者として選定された旨を通知(第6号様式)する。また、受託候補者として選定されなかった者には、選定されなかった旨を通知(第7号様式)する。
- (2) 受託希望者は、前号の選定結果の通知を受けた日から休日を除く7日以内に、当該通知に対して、書面により詳細な説明を求めることができる。
- (3) 委員会は、前号の求めがあった場合は、書面を受領した日から休日を除く7日以内に、書面により回答する。

(その他)

第7条 この要領の実施に必要な事項については、都市計画局建築指導部建築指導課長が定める。

附則

- 1 この実施要領は、要綱の施行の日から施行する。
- 2 この実施要領は、平成26年3月31日をもって廃止する。